

○かすみがうら市総合計画審議会に関する条例

平成17年3月28日

条例第23号

(設置)

第1条 市勢の振興と福祉の向上を図るため、かすみがうら市総合計画審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、かすみがうら市総合計画の策定その他
実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、市議会議員及び関係機関、団体役員並びに学識経験者のう
ちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

3 市議会議員及び関係機関、団体の役職員のうちから委嘱された委員にあっ
ては、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決する
ところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成１７年３月２８日から施行する。